

京都市交通局管理規程 2-6 (京都市交通局統計事務規程) の一部を次のように改正する。

平成16年11月1日

京都市公営企業管理者  
交通局長 島田 與三右衛門

別表総務課長の項中「職員乗車券等」を「業務用乗車券等」に改める。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)